

令和2年度水産都市活力強化対策支援事業の募集

県では、水産都市の経済の活性化に資するため、県内水産関係団体等が行う水産物の水揚強化対策等に要する経費について、その一部を補助します。

● ご利用いただける団体

- (1) 卸売市場法（昭和46年4月3日法律第35号）第58条第1項の許可を受けた水産物を取扱う卸売業者（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年6月22日法律第62号）に基づく改正後の卸売市場法施行後においては、同法第13条第1項の認定を受けた地方卸売市場の開設者が許可する水産物を取り扱う卸売業者）もしくはそれらを主たる構成員とする団体
- (2) 知事が特に認めた団体（魚市場の水揚強化に資する取組を行う団体に限る）

● 事業申請の流れ

所在地を所轄する県地方振興事務所に必要書類を提出してください。申請内容を審査の上、随時交付決定を行う予定です。

※提出された書類について、必要に応じて申請内容について問合せを行うことがあります。

● 補助対象事業の種目等について

| 事業種目 | 事業の内容 |
|--|--|
| 魚市場の水揚及び運営体制の強化 ・補助率：1/2 以内 ・補助上限額：2,000 千円 | 1 水産物安定供給、水産加工原魚確保のための水揚強化対策の推進 （例）漁船誘致活動等 2 魚市場における衛生管理、業務改善等を目的とした運営体制強化事業の推進 （例）魚市場におけるHACCP取得、業務改善のための専門家招へい、コンサルティング等 |
| 水産物付加価値向上及び水産物販売強化 ・補助率：1/2 以内 ・補助上限額：1,000 千円 | 1 水産物の付加価値向上対策の推進 （例）付加価値向上に資する魚市場ブランドの推進（ひがしものや金華サバ） 2 水産物の付加価値向上を主たる目的とする生産地または消費地における情報発信、地域イベント、直売及び出張販売等の水産物販売強化対策の推進（展示会、商談会を除く） （例）魚市場での水産物ブランドPRイベント等 |

※補助上限額は各年度において1事業実施主体あたり全ての事業種目の合計で2,000千円とします。

● 補助対象経費の内容

| 事業種目 | 事業の内容 |
|--------------------|--|
| 魚市場の水揚げ及び運営体制の強化 | 旅 費：交通費，宿泊費 庁 費：会議費，印刷製本費，資料購入費，消耗品費，雑役務費 委託費：イベント開催費，コンサルティング委託費等 謝 金：外部専門家等の招へい費用 その他：事業実施に必要と認められる経費 |
| 水産物付加価値向上及び水産物販売強化 | 旅 費：交通費，宿泊費 庁 費：会議費，印刷製本費，資料購入費，消耗品費，雑役務費，出展小間料，会場使用料，備品レンタル使用料，電気工事費（電気使用料を含む），給排水施設使用料（水道料を含む），搬送経費 委託費：イベント開催費等 その他：事業実施に必要と認められる経費（ただし，PR用試供品費については，補助対象経費の4分の1を超えないこととし，単独での事業は認めないものとする。） |

※新幹線のグリーン車・航空機のビジネスクラス等の付加料金，食事代（宿泊時含む），キャンセル料等は，補助対象外です。

● 応募に必要な書類

(1) 補助金交付申請書（別記様式第1号）

(2) 事業計画書（別記様式第1号－別紙1）

事業実施主体の概要，事業実施者，事業実施計画の概要

添付書類：事業実施主体の概要が分かる資料（直近の総会資料，定款の写し等）

暴力団排除に関する誓約書（別紙3）

納税証明書（税目：全ての税目）

● 補助金申請書類の提出先

所在地を所轄する下記の県地方振興事務所に必要書類を提出してください。（※郵送も可）

(1) 仙台地方振興事務所 水産漁港部 【電話 022 (366) 1231】

塩釜市新浜町一丁目 9-1

(2) 東部地方振興事務所 水産漁港部 【電話 0225 (95) 1473】

石巻市あゆみ野五丁目 7 番地 石巻合同庁舎 4 階 南西側

(3) 気仙沼地方振興事務所 水産漁港部 【電話 0226 (22) 6851】

気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 気仙沼合同庁舎 2 階

(事業担当：お問合せ)

水産業振興課販路開拓支援班

電話 022-211-2954